

意見募集要領

1 意見募集対象

電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針の一部を改正する告示案

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/>)の「プレスリリース」欄及び経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄に掲載することとします。

3 意見の提出方法

意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：esign@ml.soumu.go.jp

電子署名法担当者 あて

※件名を「電子署名法に係る指針の一部改正案に対する意見」としてください。また、意見については電子メール本文に直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル又はマイクロソフト社 Word ファイル）として提出してください。

なお、電子メールアドレスの受取可能最大容量は5MBとなっていますので、それを超える場合には、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) 郵送する場合

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室 若しくは

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省 民事局 商事課 若しくは

〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 情報セキュリティ政策室 あて

併せて、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合、光ディスク等の条件は次のとおりです。

○光ディスク：コンパクトディスク

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル

○光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを添付してください。

なお、送付いただいた光ディスクについては、返却できませんのであらかじめご了承ください。

(3) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5752

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室 若しくは

FAX 番号：03-3592-7938

法務省 民事局 商事課 若しくは

FAX 番号：03-3501-6639

経済産業省 商務情報政策局 情報セキュリティ政策室 あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成 21 年 3 月 18 日（水）午後 5 時（必着）

（郵送の場合も、平成 21 年 3 月 18 日（水）必着とします。）

5 留意事項

- ・ 意見が 1,000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ ご記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ 提出された意見とともに、氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報は公表する場合があります。公表する際に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省情報流通行政局
情報流通振興課情報セキュリティ対策室
法務省民事局
商事課
経済産業省商務情報政策局
情報セキュリティ政策室 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針の一部を改正する告示案に関し、別紙(注2)のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番としてください。また、別紙にはページ番号を記載してください。